

特約保険料の払込特約条項

(平成22年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている当会社所定の特約（以下「各特約」といいます。）について、主契約の保険料払込期間経過後または主契約の保険料の払込完了後に払い込むべき特約保険料の払込について定めたものです。

第1条（特約保険料の払込）

1. 保険契約者は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべき各特約の保険料（主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず、年一括払保険料または年払保険料）について、各特約の特約条項に定める一括して前納する取扱にかえて、つぎの各号のいずれかの方法を選択することができます。
 - (1) 各特約の保険料を分割して前納する方法
 - (2) 各特約の保険料を毎年払い込む方法
2. 第1項の場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
3. 第1項の各特約の保険料の払込が行われなかった場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべき各特約の保険料の最初の払込が行われなかったときは、各特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとし、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に各特約が更新する場合には、各特約の更新はなかったものとし、各特約は、更新前の各特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
 - (2) 第1号に定める最初の払込以外の払込が行われなかったときは、各特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
4. 第1項の各特約の保険料については、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用しません。

第2条（主契約が新種終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険等または保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険等の場合の特則）

主契約が新種終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則の規定により保険料の払込を完了するときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約保険料の払込）中「保険料払込期間経過後」とあるのは「保険料の払込完了後」と読み替えて第1条第1項、第2項および第4項の規定を適用します。
 - (イ) 保険料の払込完了後において払い込むべき各特約の保険料の最初の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める猶予期間の規定を準用するものとし、
 - (ウ) 保険料の払込完了後において払い込むべき各特約の保険料の払込が行われなかった場合には、各特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
- (2) 主契約の全部について、年金または夫婦年金に移行するときは、第1号中「保険料の払込完了後」とあるのは「年金支払開始後」と、「保険料の払込完了特則適用前」とあるのは「年金移行前」と読み替えて第1号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

第3条（主契約が5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険の場合の特則）

主契約が5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険料の払込）第1項中「主契約の保険料払込期間経過後」とあるのは「主契約の指定年齢到達日以後」と読み替えます。
- (2) 第1条第3項第1号の規定は適用せず、主契約の指定年齢到達日以後において払い込むべき各特約の保険料の最初の払込が行われなかったときは、各特約の更新はなかったものとし、各特約は、更新前の各特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、